

ジョリッティにおける自由主義と民主主義 (一)

中 川 政 樹

一、はじめに

周知のように、「世紀末の危機」*Crisi di fine secolo*⁽¹⁾に続く今世紀初頭の十余年間は、リソルジメント *Risorgimento* からファシズム *Fascismo* の台頭にいたるイタリア政治史のなかで、もつとも安定した発展をみた時代であった。それは、イタリアにおける自由主義が頂点に達し、やがて終結にいたる時期であったが、イタリアがこれまでに持った最高の自由主義体制の時代であったといえよう。この体制は、一九〇一年に成立したザナルデッリ *Zanardelli* 内閣に内相として入閣して以来、一九一四年まで短期間の中断をのぞいて首相の地位にあったジョリッティ *Giolitti* (*Mondovì 1842—Cavour 1928*) の卓越した政治能力と政治指導に負っていた⁽²⁾。それゆえ、この時代は、その有能な指導者ジョリッティの名をとって「ジョリッティ時代」*Era giolittiana* と呼ばれる。

ジョリッティあるいは「ジョリッティ時代」に対する関心は、つねにファシズムの起源をめぐる考察と結びついて、イタリアの学会にお

いては戦後多くの研究がなされてきた。そして、それは、ファシズムの評価と密接なつながりを持ち続けてきた。たとえば、

(一)サルヴェミーニ *Salvemini* のように、「ジョリッティ時代」とファシズムの直接的関連性を論ずるもの⁽³⁾。

(二)ロメーオ *Romeo* のように、「ジョリッティ時代」を理想化する⁽⁴⁾。ことにより、ファシズム時代との断絶性を問題とするもの。

(三)さらに、ゴベッティ *Gobetti* やマック・スマイス *Mack Smith* によるファシズムを(「ジョリッティ時代」と)それ以前のイタリア史全体の必然的帰結あるいは顕現とするもの⁽⁵⁾、など。

これらは、いずれも「ジョリッティ時代」をファシズムの前時代として意識しながら論及するものであった。

だが、これら戦後のファシズムに関する論議の過程で展開されたものとは別に、イタリア政治史の各時代ごとの実証的な構造分析が進められるなかで、あらためてジョリッティとその時代に対する検討が必要となる。その際、イタリアの歴史的社會構造をふまえて、ジョリッティ主義の内容をあきらかにすることが要求される。北部においては、

卓越した政治指導によって「天國の幸臣」*Ministro della buona vita* と呼ばれたジョリッティは、反対派からは、変移主義者 *trasformista*、議会の独裁者 *ditatore parlamentare*、腐敗者 *corruttore* と批判され、さらに南部では、*「地獄の宰相」* *Ministro della mala vita* と非難されたのであった。⁽⁵⁾

そこで、「ジョリッティ体制」あるいはジョリッティ主義の内容はいかなるものか、そして、その自由主義と民主主義はどのような性格のものであったかという問題は、かれとかれの時代に関する大きなテーマとせよ。

本稿は、このような観点から、ジョリッティの政治指導をかれの自由主義と民主主義を中心として考察し、その意義をあらわかにすることを試みるものである。

(1) 次章で述べるように、一九世紀おわりの社会的危機を「世紀末の危機」と呼ぶ。Cfr. G. Candeloro, *Storia d'Italia moderna*, vol. VII, *La crisi di fine secolo e l'età giolittiana*, 3^a ed., 1975, chap. 1.

(2) 一九〇一年から一九一四年までの首相在任者および在任期間は、次のようになる。G. Zanardelli (1901, 2-1903, 10), G. Giolitti (1903, 11-1905, 3), A. Fortis (1905, 3-1906, 2), S. Sonnino (1906, 2-1906, 5), G. Giolitti (1906, 5-1909, 12), S. Sonnino (1909, 12-1910, 5), L. Luzzati (1910, 3-1911, 3), G. Giolitti (1911, 3-1914, 3), D. Mack Smith, *Storia d'Italia 1861-1958*, vol. 2, 3^a ed., 1967, p. 785.

(3) Cfr. G. Salvemini, *Fu l'Italia prefascista una democrazia?*, in *«Il Ponte»*, 1952, n. 2-3, ora in *Il Ministro della mala vita e*

altri scritti sull'Italia giolittiana, 2^a ed., 1966.

(4) Cfr. R. Romeo, *Dal Piemonte sabauda all'Italia liberale*, 1963, pp. 174-75.

(5) Cfr. N. Valeri, *Orientamenti per la storia d'Italia nel Risorgimento*, 1953.

(6) G. Salvemini, *Il Ministro*, pp. 73-141.

二、「ジョリッティ体制」の成立

一九世紀末のイタリア社会は、工業の一定の発展と労働運動や農民運動の高揚とによって特徴づけられる。

重要な工業資源をほとんど持たず、他のヨーロッパ先進諸国と比べてはなほだしい後進性を示していたイタリア経済は、政府の強力な保護育成政策によって、一八八〇年代には北部を中心としてかなりの発展をみせるようになった。⁽¹⁾ 政府の工業化政策は軍需産業の育成に最重点をおき、製鉄、金属、機械などの分野に積極的なイニシアチブをとろうとするもので、九〇年代以降この線に沿って急速に工業化が進められた。

だが、このような経済発展は、まったく異質的で対照的な性格をもつ北部と南部の経済関係をそのまま残しながら、むしろ南部の収奪のもとに進められたのであった。すなわち、南部の大土地所有制 *Latifondo* からの利潤は、南部工業化のために用いられず、外国や北部の産業に投資され、また、北部工業化のための政策は南部農民にとって重税となつてあらわれた。北部では資本の蓄積と工業化が、著し

く進んだのに対して、南部は大土地所有制による封建的収奪のもとで、前近代的な生産関係と農業の低生産性が残存し、依然として後進的な農業地帯としてとどまった。こうして、南部が北部工業化のための植民地となったことから、いわゆる南部問題はむしろ深刻化し、南部農民は間接税や地方税の重圧のもとに劣悪な生活状態におかれていた。⁽²⁾

一八八〇年前後から始まったヨーロッパの農業恐慌、とりわけ、穀物を中心とした農産物価格の低落は、南部に大きな影響を与えた。⁽³⁾特に、南部にとって決定的な打撃となったのは、一八八七年にクリスピ・Crispiによって実施された保護関税制度の強化であった。⁽⁴⁾この政策は、工業原料の輸入関税を免除し、小麦など農産物と繊維製品、鉄鋼、機械などの工業製品の輸入関税をひきあげることを内容としていたが、これによって、南部農民は北部の高い工業製品を購入し、農産物を安く売却することを余儀なくされ、壊滅的打撃を受けた。さらに、イタリア経済は、この時期の不安定は世界経済のなかにまきこまれ、その脆弱性を暴露して、一八八八年から約八年間、長期にわたる不況に陥った。

このような状況のもとで、社会的緊張が高まり、労働運動や農民運動は急速に発展した。一八九一年には、ミラノ、トリノおよびピアチェンツァに、各種労働組合の統一組織である「労働評議会」*Camera di lavoro* が生まれ、また、シチリアでは農民や労働者の生活を改善するために「ファッシ・シチリアーニ」*Fasci siciliani* が組織されるにいたった。⁽⁵⁾そして、各地で労働争議や農民ストライキが続発し、雇業者側からの反撃も官憲の援助をうけて狂暴をきわめたことから、

これらの闘争は暴力をともなって、社会を激しく動揺させるにいたった。特に、一八九三年と九六年には南部で大規模な暴動が発生した。当時シチリアでは、農民や労働者による生活状態改善の運動が高まっていたが、その運動に社会主義者が数多く加わっていたことから、官憲をして著しく警戒心をおこさせ、弾圧にのりださせた。これに対抗して、シチリア各地に「ファッシ・シチリアーニ」を中心とする農民の示威行動がくりひろげられ、一八九三年末暴動に発展した。さらに一八九六年にも、中部、南部に同様に大規模な暴動が勃発したが、いずれの場合も政府はその地域に戒厳令を布告して、軍隊を使った苛酷な弾圧をもって対処した。⁽⁶⁾

いまや、これらの闘争は、政府の強硬な抑圧政策によってすぐれて政治的傾向を示し、それゆえ全国的規模に達するようになった。こうした九〇年代の暴動の最大のもので、かつイタリア政治にとって一大転機となったものは、九八年に生じた。低賃金と失業、さらにこの年のパンの価格急騰に起因してシチリアに始まった暴動は、ミラノなど北部にも波及して全国各地に荒れ狂い、いわゆる「世紀末の危機」は頂点に達した。クリスピから首相の地位をうけついでディ・ルディニ *Di Rudini* は、前任者同様戒厳令を布告し、軍隊を使つての弾圧政策によってようやくこれを鎮圧した。そして、ディ・ルディニの後任者ペルー *Pelloux* は、九九年治安維持法を議会に提案して、反政府的な動きを一気に根絶することを試みた。⁽⁷⁾

こうしたクリスピ、ディ・ルディニ、ペルーと続いた保守派 *liberal-conservatore* 政府の対応は、いずれも力の行使でもって民衆の不満を抑圧するというもので、議会内外に大きな反響をもたらした。ソ

ンニーノ Sonnino の『憲法に帰る』*Torniamo alla Costituzione* (1894) にみられるような保守派からの保守的転換の企てがなされたものの、民主派 *liberale democratico* や社会主義者らの強い批判によって、政府の孤立は明白となった。民主派に属するジョリッティの意見は、これらの批判を代表しており、またかれの自由主義と民主主義に関する考えの一面をあきらかにするうえでも興味深い。すなわち、「かかる状況のもとで、政治階級や政治家に課されている重要な事柄は、これらの諸問題が自由な体制でもって解決されるか、あるいは、抑圧的な制限や特別措置を要求し命じているかであった。」⁽⁹⁾ いかなる譲歩をも拒絶し、民衆の不満を抑えるために力の行使に訴えるのみの政治は、事態を悪化させ諸制度に脅威を与える結果しかもたらさない。軍隊、戒厳令、軍事裁判などの抑圧的暴力の行使を政府の強さと混同してはならず、「反動政治は、われわれの制度にとって致命的である。」⁽¹⁰⁾

また、労働運動と労働者組織の問題にふれて、かれは次のような見解を表明している。「不幸にして、多くの人びとの間には、労働者の団体がすべて危険なものであると考える傾向がある。……この傾向は、労働者階級につねに自分たちが政府によって、不信の目でみられているという考えをおこさせ、かれらを国家に敵対させるという嘆かわしい結果を生んでいる。……労働評議会それ自体に、非合法的なところがあるだろうか。それは労働者階級の正当な利益の代表者であり、その機能は労働者階級の状態の改善を追求することにある。……労働評議会は、労働者階級の合法的代表として法的に認められねばならぬ。」⁽¹¹⁾

以上のようなジョリッティの意見は、まぎしく支配体制の質的な転

換を要求するものにほかならず、グラムシ Gramsci の指摘することく、「一八九〇年から一九〇〇年におよぶ流血の十年間のうち、ブルジョアジーは、あまりにも排他的な、あまりにも狂暴な、あまりにも露骨な独裁を放棄せねばならなくなった」⁽¹²⁾のである。一九〇〇年六月におこなわれた総選挙後、反ペール勢力はペール内閣を退陣に追いこむことに成功した。さらに、サラッコ Saracco の短命内閣に続いて、一九〇一年二月、ザナルデッリ内閣が誕生した。この内閣には、ジョリッティが内相として入閣し、有力な柱となって新しい体制を推進したことから、ジョリッティ体制の始まりはここに求められる。こうして、イタリアの支配層は、「自由主義的転換」*svolta liberale*⁽¹³⁾と呼ばれる支配体制の転換をおこなったが、これは単に政治体制の転換にとどまるものではない。ジョリッティが、主としてリグーリアやエモンテの産業家の支持を基盤にしていたことに示されているように、大土地所有者や金融貴族にかわって、工業化によって新しく生れた産業ブルジョアジーが政治的発言力を強めたものと理解される。⁽¹⁴⁾

(1) 一九世紀後半のイタリア経済の発展状況については、cf. G. Luzzatto, *L'economia italiana dal 1861 al 1894*, 1968. 特に「国家の経済発展のための活動について」pp. 17-37.

(2) Cf. P. Villari (a cura di), *Il Sud nella storia d'Italia*, 1966, chap. III.

(3) 海運の発達による海上運賃の低下、スエズ運河の開通によるアジアの低廉な産物の流入、北アメリカからの豊富な小麦や綿花の流入などの諸条件によって、ヨーロッパは農産物価格の低落による農業恐慌に陥ることとなった。Mack Smith, *op. cit.*, pp. 235-239. G. Luzzatto, *op.*

sit., pp. 168—173.

- (4) すべに、保護関税政策は、一八七八年の関税率引き上げによつて実施
られ、カヴール Cavour 以来の経済自由主義の伝統はくずされてきた
が、一八八七年に本格的な保護主義への移行がなされたのである。だが、
この政策は、フランスとの間に関税戦争を引きおこすなど、対外的緊張
を増す結果となった。G. Luzzatto, *op. cit.*, pp. 173—176.
- (5) G. Perticone, *L'Italia contemporanea*, 1962, pp. 222—233. P.
Villari, *op. cit.*, pp. 225—245.
- (6) G. Manacorda (a cura di), *Il socialismo nella storia d'Italia*, 1966,
pp. 257—274. G. Perticone, *op. cit.*, pp. 285—291.
- (7) G. Candeloro, *op. cit.*, pp. 51—63, pp. 72—80.
- (8) ここで、保守派、民主派と云うのは、歴史的右派と歴史的左派につな
がる勢力の呼称であるが、この時代では、かならずしもそれと一致する
ものではない。たとえば、クリスピは、もと左派に属していたが、この
時期には、保守派に分類される。また、保守派が、大土地所有者と金
融貴族の利益を代表し、民主派は、中小ブルジョアジーのそれを代弁し
つづたと云えるが、明確な組織的区別がなつたことにも留意。cf. G.
Maranini, *Storia del potere in Italia 1848—1967*, 2^a ed., 1968,
chap. III.
- (9) これは、議会とは無関係に、国王によつて選ばれた内閣を形成するこ
とで、国王権力の強化と内閣の議会からの制約の解消を主張したもので
あつた。S. Sonnino, *Torriano alla Statuto*, in 《Nuova Antologia》,
1 gen. 1897, ora in *Scritti e discorsi extraparlamentari 1870—*
1902, 1972, pp. 575—579.
- (10) G. Giolitti, *Memorie della mia vita*, 9^a ed., 1967, p. 112.
- (11) G. Giolitti, *ibid.*, p. 114.
- (12) G. Giolitti, *Il movimento operaio nello stato liberale*, da *Atti del*
Parlamento italiano, Camera dei deputati. Discussioni, tornata del
4 feb. 1901, ora in G. Manacorda, *op. cit.*, pp. 289—291.

ジョリッティにおける自由主義と民主主義 (一) (中三)

(13) A. Gramsci, *La questione meridionale*, 2^a ed., 1969, p. 143.

(14) G. Candeloro, *op. cit.*, chap. 1.

(15) G. Carocci, *Giolitti e l'età giolittiana*, 2^a ed., 1961, p. 58.

(16) 一九世紀末の反動政治は、指導階級 classe dirigente の一部に、労
働運動の高揚と新しいブルジョア階級の経済的飛躍に対する恐れがあり、
政治的自由および議会の権限を制限することをねらふとする政策が選択
された。G. Carocci, *ibid.*, p. 25.

三 「ジョリッティ体制」の特質

新しく成立した「ジョリッティ体制」に与えられた課題を要約すれ
ば、「世紀末の危機」によつて生じた社会の混乱と分裂を收拾し、政
治的・経済的方向における労働運動との新しい関係を確立すること、
そのうえで「イタリア経済の離陸」をはかることとなる。

一九〇一年以降、ジョリッティは、前章で述べたような労働運動に
対する見解から、労働組合の合法化、ストライキ権の承認、各種労働
立法の制定、そして選挙権の拡大などを通じて、労働運動との新しい
関係の確立を試みた。この政策は、次のようなかれの発言によつて、
その意図があらわとなる。すなわち、「労働者は組織されている時
よりは、組織されていない時の方が脅威である。なぜなら、前者に対
しては、政府の行動は効果的かつ有効でありうるが、組織される騒
乱には、力の行使しかありえないからである。」⁽¹⁾したがって、「労働評
議会は、もし政府によつてうまく利用されるなら、労資間のきわめて
有益な仲介者となるであらう」と。⁽²⁾これは、「主として北部の労働者

に一定の自由を与えることにより、逆にその運動を議会制度や合法性の枠内に封じ込めることをねらったものであった。こうして、ジョリッティは、その枠内やルールのなかにとどまる運動とそうでないものとの明確な区別をおこない、⁽³⁾前者には保護を与える一方、後者に対しては苛酷な弾圧を用意することを忘れなかった。⁽⁴⁾

また経済発展は、一方で重工業を中心として新しく台頭した産業ブルジョアジーを保護育成し、他方で大土地所有者、金融貴族、政治的には保守派につながる産業家ら旧来の勢力を弱体化させることによつて、後者を前者に統合することが前提となる。⁽⁵⁾国家による産業投資、公共事業、社会改革などの諸政策は、その意図を含んでおり、ジョリッティによつて提案された生命保険の国有化、海運業の再編は、それゆえに保守派の激しい反対を受けた。⁽⁶⁾だが、一九〇〇年代半ばの世界的好況のなかで、新生産業ブルジョアジーの飛躍的台頭は、重工業を中心とする北部産業と旧来の勢力との間の重要な利害の対立を消滅させ、利害の共通する部分を探究する可能性をもたらしめた。⁽⁷⁾こうして、イタリア経済は、北部のいわゆる「産業の三角地帯」*triangolo industriale* を中心に急速な発展を示すにいたつた。⁽⁸⁾

ところで、このような「ジョリッティ体制」は、まったく異質な二つの柱に支えられていた。一つは、北部における「産業家・労働者ブロック」*blocco industriale-operario* であり、他の一つは、南部における寡頭支配の利用であった。⁽⁹⁾

「産業家・労働者ブロック」は、保護主義と改良主義の結合の産物と考えることができる。いまだ国際競争に耐えうるほどに成長しておらず、国家の保護政策に頼らざるをえなかった北部の産業家たちは、

その保護政策と引き換えに労働者の要求をある程度受け入れることを約束させられた。⁽¹¹⁾かれらは、当初政府の干渉によつて労働者側に有利な仲裁や調停をのまされることに反発し、労働運動の高まりに強い危惧をいだきながらも、それが結局は自らの利益に合致することを知っていた。

他方、労働者側に関しては、議会における労働者の代表は社会党であったが、党内では、改良主義的要求を掲げる改良主義派 *riformisti* と階級闘争の強化を主張する革命的なサンデカリスト *sindacalisti rivoluzionari* が対立しており、「体制」前半期には前者が優位を占めていた。⁽¹²⁾社会党は、第六回大会（一九〇〇年九月、ローマ）で、改良主義派のトレヴェス *Treves* の提案による「最少限綱領」*Programma minimo* を採択したが、これは普通選挙（一項）、表現の自由（三項）、団結権および争議権（四項）など二十一項目の要求を掲げていた。これらの要求は、ジョリッティのプランからして、かれにその実現を期待することは不可能ではなかった。ジョリッティによつて、その綱領の実現が代行されうる状況のもとでは、改良主義派はその存在意義を「ジョリッティ体制」の内部にしかみいだせなかったのである。

一九〇三年、組閣にあたって、ジョリッティは改良主義派の指導者トゥラーティ *Turati* に入閣を求めた。この要請は社会党内の反対によつて実現しなかったが、⁽¹⁴⁾両者の協力関係をあらわす出来事であった。カロッツは、この関係を二輪馬車の両輪にたとえたが、⁽¹⁵⁾ジョリッティのねらいは、社会主義者に統治責任を分担させ、体制内に組み込むことによつて、労資協調政策のもとでの近代的労働者管理体制を強化す

ることであった。グラムシは、これを明確に表現している。「国家は労働者の代表の手をかりて、つまり労働者の政党を政府の政策に従属させることによって、『労働者を援助するであろう。』これが完全に適用された場合のジョリッティのプランなのだ。」⁽¹⁶⁾「ジョリッティはブルジョア支配権の化身となり、社会党はジョリッティ政策の道具になった。」⁽¹⁷⁾

このように、「産業家・労働者ブロック」は、本質的には、北部の産業体制のなかに労働者を統合する試みにほかならないが、国家は、(より正しくはジョリッティは)⁽¹⁹⁾この「ブロック」の調停者 *mediatore* としてあらわれたのである。だが、「ブロック」あるいは改良主義的政策から利益を受ける労働者層は、つねに比較的限られており、特権者であった。こうして、「政府は、一方ではもっとも進んだ労働者層の要求をある程度まで満足させたが、他方ではもっとも貧困でもっとも遅れた大衆、とりわけ南部の農民にたいして残酷な圧力をくわえた。しばしばより人間的な生活条件を獲得するためにたちあがったこれらの大衆にたいして、銃弾をもつてこたえたのであった。」⁽²⁰⁾

北部での労資協調的「ブロック」の成立に対して、南部では、農民への収奪や抑圧の専制的寡頭支配が温存され、利用された。ジョリッティによる寡頭支配の利用は、議会内に形成されたかれの多数派の内容にあらわれている。一九〇四年の総選挙では、北部選出議員三一七名のうち、与党議員は二〇八名、野党のそれは一〇九名であるのに対して、南部選出議員二〇一名の内訳は、それぞれ、一六四名と三七名であった。⁽²¹⁾ジョリッティは南部で圧倒的多数を独占していたのである。かれの多数派は、かれと利害をとにする北部選出の議員と、南部選

出の大多数の議員によって構成されていた。

特に、南部において、この多数派はどのようにして形成されたのであろうか。かれは北部では自由な選挙を唱えながらも、南部においては、その多数派を維持するために不正と腐敗の選挙を黙認した。与党候補者に対立する候補者やその支持者に対して、暴力、脅迫、逮捕などが日常化し、投票の不正な操作がまかりとおった。⁽²²⁾しかも、これら多くの場合警察や軍隊の黙認あるいは支援のもとに組織的におこなわれたのであった。さらに、南部では、ジョリッティ自身が不正・腐敗の元締であったともいわれている。たとえば、サルヴェミーニによって非難されたプーリア Puglia の地方ボスであり議員である中実なジョリッティ主義者は、次のように述べている。「わたしがジョリッティを必要としているのではなく、ジョリッティがわたしを必要としているのだ」と。⁽²³⁾この言葉にジョリッティと南部の与党多数派議員の関係が明確に示されている。ジョリッティは、自らの統治のために南部の寡頭支配を利用したが、一見して多数派の独裁者のように思えながら、逆に、かれに独裁権が与えられ、その権力は南部与党議員たちの利益の保護のために行使されねばならなかったという関係において、かれは議員たるボスたちの下僕であり、道具でもあったのである。⁽²⁴⁾

このように、南部におけるジョリッティの多数派は、つねに、与党的立場に立つことによって地域的権益を保証されることをねらった地方ボスやその代理人の集合体として形成されたものであった。したがって、「ジョリッティ体制」は、南部では、これらさまざまな種類の地方ボスやその代理人のそれぞれの地域における寡頭支配を利用することによってのみ維持しえたといつてよい。かかる状況は、サルヴェ

ミーニをして、「ムッソリーニ Mussolini とジョリッティとの相違は質の相違ではなく、量の相違であり、ジョリッティはムッソリーニにとって、「キリストに対する洗礼授与者 battezzatore」⁽²⁶⁾「ハネであった」と非難させたのである。

以上のようなジョリッティの政治指導を、かれの自由主義あるいは民主主義との関連でどのように理解すべきであろうか。もしあたって一つの手がかりを示すならば、それをかれのいわゆる「仕立屋」*sarto* と「せむじ」*gobbo* の譬に求めることができる。すなわち、「せむじ」の服を作る仕立屋は、「コブを考慮しなければうまくゆかない」と。つまり、南部の後進的政治環境には、それに適合する方法を用いるべきだといのである。ジョリッティは、民主主義の理念はそれが十分展開しうる条件をそなえた所以外では無力であり、むしろ危険であると考えていたといつてよい。だが、かれには、南部にその条件を整えようとする努力はみられなかったのである。

(1) G. Giolitti, *Memorie*, p. 120.

(2) G. Giolitti, *Il Movimento*, p. 291.

(3) ジョリッティは、社会秩序を混乱させるストライキに対しては、抑圧することをためらわなかった。また、社会主義と無政府主義の間に明確な区別をおこない、後者の指導するストライキには、弾圧のためのあらゆる口実を探し求めたのであった。G. Carocci, *op. cit.*, pp. 67-68.

G. Giolitti, *Memorie*, pp. 142-145.

(4) G. Candeloro, *Il movimento sindacale in Italia*, 1950. 石黒・代訳『イタリアにおける労働組合運動』一九五五年、五〇—五五頁。

(5) G. Carocci, *op. cit.*, pp. 31-39.

(6) G. Giolitti, *Memorie*, pp. 195-201. その他、鉄道国有化の問題に關しては、cf. A. Papa, *Classe politica e intervento pubblico nell'età giolittiana*, 1973.

(7) ただし、北部産業のなかで、保護主義をめぐる対立が存在した。それは、製鉄業など国家からの受注に頼っている産業と、綿織物業のように市場の動向に大きく左右される産業との間で生じたものであった。以下の章で、取扱うように、後者は、自由貿易主義の立場から、反ジョリッティ勢力を形成す。cf. G. Are, *Economia e politica nell'Italia liberale (1890-1915)*, 1974, pp. 131-149. G. De Rosa, *La crisi dello stato liberale in Italia*, 1964, pp. 78-125.

(8) エモンテ、リゲーリア、ロンバルディアのいわゆる「三角地帯」を中心として、機械のアンサルド、自動車のフィアット、Fiat 化学のイルウァ、Iva などの大企業が生れた。また、イタリアの工業生産指数は、一九〇〇年を一〇〇とした場合、一九〇四年から一九〇八年までの期間に、一七から一六三へと高まった。G. Sotgiu, *L'Italia di Giolitti*, 1972, p. 455.

(9) G. Carocci, *op. cit.*, p. 46. cf. P. Turati, *Il partito socialista e Patriale momento politico*, in 《Critica Sociale》, anno XI-1901, N. 14-17-18, ora in G. Sotgiu, *op. cit.*, pp. 53-75.

(10) A. Gramsci, *op. cit.*, p. 152. G. Salvemini, *Il ministro*, pp. 73-141.

(11) だが、当初、「まだ自己の組織をもたず、当時労働組合との話し合いをなんとかしてきけようとしていた企業主もまた、最初の時期にはジョリッティの計画にふくまれていたと思われる労働組合の法的承認に反対しつづいた。」カンデローロ、前掲書、五四頁。

(12) Cf. F. Manzotti, *Il socialismo riformista in Italia*, 1965, pp. 1-16. G. Arfé, *Storia del socialismo italiano (1892-1926)*, 1965, chap. X.

(13) 社会主義の原則をあらわしたものを「最大限綱領」Programma massi-

mo と呼ぶのに対して、個々の要求課題を示したものを「最少限綱領」と称した。L. Cortesi, *Il socialismo italiano tra riforme e rivoluzioni*, 1969, pp. 131—135.

(14) トゥラーチーの入閣に関して、社会党内部の多数意見は、社会主義者が権力に参加することは、大衆がいまだその意義をよく理解しうる段階に達してゐないがゆゑに、时期的に不適当である、というものであった。G. Giolitti, *Memorie*, pp. 134—136.

(15) G. Carocci, *op. cit.*, p. 71.

(16) A. Gramsci, *op. cit.*, p. 147.

(17) A. Gramsci, *ibid.*, p. 143.

(18) この「プロレタリア」は、本質的に、北部のものであることに留意しなくてはならない。それは、シヨリッティにまつては結びつてゐた改良主義指導者から、トゥラーチー、ロトッチ、Romussi、マンソリーチー、Bislati などのシニールを中心とするロンバルディア人の入つておつたユニオン化してゐる。G. Carocci, *op. cit.*, p. 71. cfr. G. Arfè, *op. cit.*, chap. IX.

(19) 「シヨリッティ時代」の興味深い事柄の一つとして、国家の役割があらわされる。F. De Felice, *L'età giolittiana*, in 《Studi Storici》, 1968, N. 3, p. 152.

(20) カンテローロ、前掲書、六〇頁。

(21) ヲジヂが、北部のなかに中部を含めた。G. Salvemini, *op. cit.*, p. 551. cfr. C. Ghisalberti, *Storia costituzionale d'Italia* 1849—1948, 1974, Appendice, p. 440.

(22) G. Salvemini, *Introduzione a "L'età giolittiana" di W. Salomone*, ora in *Il ministro*, pp. 525—526. また、「知事や法廷の議員や賦けた」に「われわれの」官職が利用された。ibid.

(23) G. Salvemini, *op. cit.*, p. 76.

(24) G. Salvemini, *ibid.*, p. 77.

(25) G. Salvemini, *ibid.*, p. 555. cfr. A. Pellicani, *Il fero nero*, 1968,

pp. 97—119.
(22) N. Valeri, *Giovanni Giolitti*, 1971, p. 145. cfr. G. Salvemini, *op. cit.*, pp. 551—559.

(未完)
(島根大学教育学部社会科学研究室)